

# 1. はじめに

## 1.1 計画の策定背景

わが国では、長年のモータリゼーションの進展や少子高齢化などに伴う人口減少により、公共交通の利用者は減少が続き、公共交通を取り巻く状況は厳しさを増しています。その結果、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が、更に公共交通の利用者を減少させることになるなど、いわゆる「負のスパイラル」に陥る状況がみられるようになってきました。

公共交通の維持・改善は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光、さらには健康、福祉、子育て、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらします。したがって、これまで民間事業者が中心となってきた公共交通サービスの提供に関する検討について、この枠組みを見直し、地方公共団体が地域戦略の一環として持続可能な公共交通ネットワークの形成を進める必要性が高まっています。

こうした背景をふまえ、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が平成 26(2014)年 11 月 20 日に施行され、関係者との合意形成の下、地域公共交通網形成計画の作成ができることになりました。この計画は、地域での公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通のあり方、市民・交通事業者・行政の役割を定めるものです。

寝屋川市においては、これまで民間事業者が中心となって公共交通が形成されてきましたが、公共交通利用者の減少が続いており、これまでのサービスが容易に維持される状況とは言えなくなっています。そのような中、平成 18(2006)年からコミュニティバス「タウンくる」の運行を開始し、地域の移動手段の提供に取り組んでいます。また、平成 30(2018)年 4 月には寝屋川市立地適正化計画を策定し、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進める中で、人の移動を支える公共交通のあり方を考える契機を迎えています。このような背景のもと、市民・交通事業者・行政がともに支える公共交通ネットワークの実現を目指す「寝屋川市地域公共交通網形成計画」の策定を行うこととしました。

## 1.2 計画の策定目的

超高齢社会が進行するなか、自家用車の利用に依存することなく、公共交通等の各交通手段が連携した適切な役割分担のもと、寝屋川市の実情に応じた多様な交通手段について、市民、交通事業者、行政が連携・協力し、役割を明らかにすることで、持続可能な交通社会と活力ある都市の実現を目指すことを目的に、寝屋川市地域公共交通網形成計画を策定します。（※市民、交通事業者、行政の役割はP.57を参照）

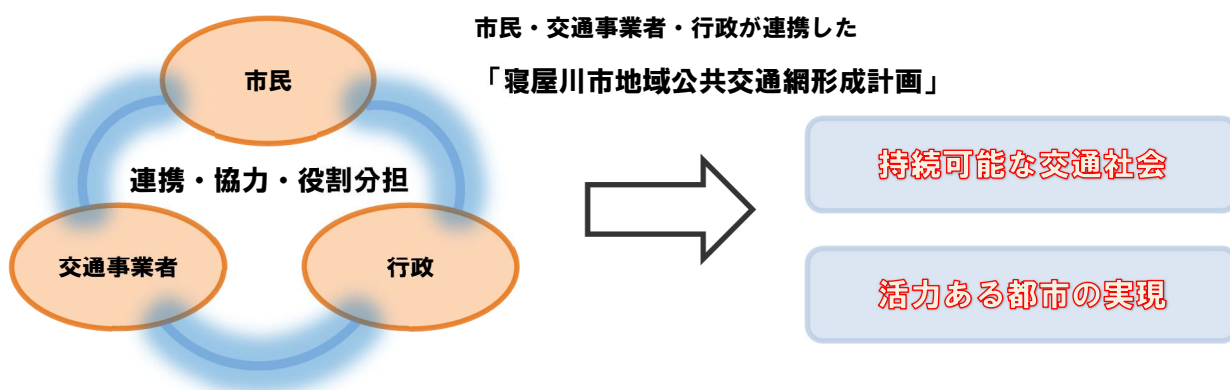


図 計画策定に関する概念図

## 1.3 計画の概要

寝屋川市域全体を対象とした、公共交通の現状を踏まえ、地域特性に応じた多様な交通手段の組合せにより、持続可能な公共交通ネットワークを構築します。

## 1.4 計画の位置づけ

寝屋川市地域公共交通網形成計画は、本市にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするマスタープランと位置づけ、上位計画や関連計画との整合を図ります。

## 1.5 計画の区域

本計画では、市全域を対象とします。

## 1.6 計画の期間

本計画の期間は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年までの5年間とします。

なお、本計画は社会経済情勢の変化や、関連する上位計画の改定などに対応するとともに、計画の達成状況も踏まえ、必要に応じて見直しを行い、計画を改定します。